

平成26年2月28日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、旧厚年法の被保険者であったA(以下「亡A」という。)が、同被保険者期間中の昭和〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)の規定による遺族年金(以下、単に「遺族年金」という。)の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、受給権発生年月を昭和〇年〇月とする遺族厚生年金を裁定し、同年〇月〇日付で、これを平成〇年〇月を支給開始月とし、同月分から支給するとする処分(以下、遺族年金を平成〇年〇月を支給開始月とし、同月分から支給するとした処分を「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

第3 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者で、被保険者期間が6か月以上である者が、昭和61年4月1日前の被保険者期間中に死亡した場合は、遺族に対し、遺族年金が支給される(旧厚年法第58条第1項)。支

給される遺族とは、被保険者の配偶者、子、父母、孫または祖父母であり、被保険者の死亡の当時、その者によって生計を維持されていたものとされる(同法第59条第1項)。

- 2 本件においては、請求人が当該遺族年金の受給権者であることについては当事者間に争いがなく、請求人は、消滅時効が完成した平成〇年〇月以前の遺族年金を除く、平成〇年〇月分以降の遺族年金を支給するとした原処分を不服として、その取消しを求めているのであるから、本件の問題点は、原処分が適法・妥当であったかどうかということである。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、以下の事実が認定できる。
 - (1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、被保険者であった期間中の同〇年〇月〇日に死亡し、同月〇日付で同資格を喪失した。
 - (2) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に亡Aと婚姻(当時、請求人は〇歳)し、その後、同年〇月〇日に20歳に到達した。
 - (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、自らの老齢給付について、〇〇年金事務所に相談に行ったところ、相談窓口担当者(以下「担当者」という。)は、請求人に係る「基礎年金番号照会回答票(基本情報)」を打ち出して確認した上、これに「国〇月、免〇月、厚〇(合計)〇月 △〇月」とメモ書きして請求人に交付し、厚生年金保険の被保険者期間の月数が〇月、国民年金の納付済期間の月数が〇月、保険料全額免除期間の月数が〇月で、合計〇月となり、受給資格期間を満たすためには〇月不足する旨説明した。
 - (4) 請求人は、平成〇年〇月〇日、上記照会回答票及び亡Aに係る除籍謄本を本件事務所に持参し、再び、自らの老齢給付の受給について相談した。担当者は、請求人に係る同日現在の「基

礎年金番号照会回答票(基本情報)(以下「本件照会回答票」という。)、被保険者記録照会(基本)及び亡Aに係る「被保険者記録照会回答票(資格画面)」(以下「亡Aの資格画面」という。)を打ち出して確認した上、請求人が60歳に到達した平成〇年〇月〇日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間の月数が〇月、国民年金の納付済期間の月数が〇月、保険料全額免除期間の月数が〇月に、亡Aが厚生年金保険の被保険者であった期間(昭和〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日まで)の月数7月の合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)を併せると、合計〇月であり、請求人は老齢給付の受給資格期間(300月)を満たさず、老齢給付の受給権は発生しないと説明し、不足分について国民年金に任意加入するように指導した。担当者が打ち出した亡Aの資格画面には、亡Aが昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和〇年〇月〇日に同資格を喪失し、厚生年金保険被保険者の実期間が〇月である旨が印字され、その資格喪失の原因を示す番号として、在職中の死亡を意味する「5」と印字されていた。

- (5) 請求人は、平成〇年〇月〇日に国民年金の任意加入被保険者となり、同月分から国民年金保険料を納付し続け、同〇年〇月〇日に同被保険者資格を喪失するまで、〇月分の同保険料を納付し、上記の受給資格期間が満たされた。
- (6) 請求人は、自らの老齢給付について、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に裁定請求したところ、平成〇年〇月〇日付で、受給権発生日を平成〇年〇月〇日とする厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条所定の老齢厚生年金が裁定された。
- (7) 請求人は、平成〇年〇月、金融機関の年金相談会で、請求人には亡Aに係る遺族年金の受給資格がある旨のア

ドバイスを受けたため、前記第2の1記載のとおり、遺族年金の裁定請求をした。

- 2 上記第2記載の経過及び上記1で認定した事実に基づき検討する。

従来、年金受給権に基づき支払期月ごとに支払いを受けるものとされる厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付(以下「併せて「年金」という。の支給を受ける権利(以下「支分権」という。))は、会計法(昭和22年法律第35号)第30条及び第31条第1項の規定により、5年間これを行わないときは、時効の援用を要せず、時効により消滅することされていたところ、平成19年7月6日法律第111号(以下「平成19年改正法」という。)による厚年法の改正により、平成19年改正法の施行日(平成19年7月6日)後に受給権を取得した保険給付を受ける権利(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払を受けるものとされる保険給付の支払を受ける権利を含む。)については、会計法第31条の規定を適用しないこととされたことから、当該権利の時効消滅には援用を要することとされた。

- 3 請求人は、原処分が亡Aに係る遺族年金の平成〇年〇月以前を支払期月とする支分権が時効により消滅したことを前提として、平成〇年〇月を支払期月とする平成〇年〇月分からこれを支給するとしたことを不当であるとし、仮に消滅時効に関する規定の適用をするとしても、本件事務所の担当者が請求人に対し、なすべき指導をせず、不適切な指導を行った日である平成〇年〇月〇日の時点において未だ5年の時効期間が経過していなかった支分権については、これを支給すべきであると主張する。そこで、この点について検討する。

上記認定事実によると、請求人が平成〇年〇月〇日に、本件事務所の相談窓口担当者から交付された亡Aの資格画面には、昭和〇年〇月〇日の資格喪失原因として「5」と印字され、これは「在職中

の死亡」を意味しており、亡Aの被保険者期間が〇月である旨も記載されていることからすれば、請求人は、上記第3の1の亡Aに係る遺族年金の受給要件を満たすから、請求人は、亡Aが死亡した時点において、遺族年金の受給権者となることは明らかであって、このことは、担当者としては、亡Aの資格画面を一見すれば容易に理解できることであるといえる。しかし、担当者は、請求人に遺族年金の受給権が発生していることについて一言も言及していないのであり、その説明はもとより、その手を指導していないのである。

昭和36年4月から同61年3月までの間、遺族年金の受給権者は、国民年金については任意加入であった（60年改正法による改正前の国民年金法第7条第2項第5号、附則第6条）。その任意加入しなかった期間については、60年改正法施行後は、同法附則第8条第5項第1号の規定により、カラ期間とされる。

しかしながら、請求人に係る本件回答票の余白には、相談窓口担当者により、「カラ〇.〇～〇.〇 〇ヶ月」とメモ書きされ、老齢厚生年金の受給資格必要月数及び充足月数を示す欄に「カラ期間〇月」と、亡Aの厚生年金保険被保険者期間を基にした「カラ期間」のみしか記載されていないところから、平成〇年〇月〇日に、窓口担当者が、遺族年金について言及していないことは、明らかである。

上記事実関係の下においては、担当者は、請求人に対し、亡Aに係る遺族年金の受給権があること及びその裁定請求手続について説明し指導する法的義務を負担していたといつて妨げないから、担当者は、過失によりその義務に違反したものであるといえることができ、その義務違反は、担当者が僅かの注意を払いさえすれば容易に避けることができたものであるといえるべく、その過失は、重にして、かつ、大である。請求人としては、上記説明を受けその手続等を指導されていれば、平成〇年〇月〇日に、亡Aに係る遺族年金

の裁定請求をすることができたものといえることができるから、担当者の上記義務違反と請求人が同日に裁定請求をすることができなかったこととの間には、相当因果関係がある。そして、担当者の義務違反の内容及び過失の程度、平成〇年〇月〇日に裁定請求することができなかったことにより損なわれる請求人の法律上の利益を比較考量し、遺族年金の趣旨及び目的並びに消滅時効制度の目的を併せて考慮すると、平成〇年〇月〇日の時点において、5年の消滅時効期間が未だ経過していなかった亡Aに係る遺族年金の支分権（平成〇年〇月を支払期月とする平成〇年〇月分から以降の分）について、保険者が消滅時効の利益を享受することは、行政法の分野にも適用されると解される信義則に照らして、許されないといえるべきである。そうすると、保険者は、請求人に対し、亡Aに係る遺族年金を、平成〇年〇月分から支給すべきである。しかるに、原処分は、上記遺族年金を平成〇年〇月分から支給するとしたものであるから、妥当ではない。したがって、原処分は、取消しを免れない。（なお、本件において、遺族年金の受給権は既に時効により消滅していたことになるが、保険者は、受給権の行使自体は是認するとの行政措置をとったものと認められる。）

以上の理由により、主文のとおり裁決する。